東京大学資金管理規程

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１７５号
沿革

第１章 総則

（目的）

第１条 この規程は、東京大学会計規程（平成１６年規則第８号。以下「会計規程」という。）第５章の定めるところにより、資金繰計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等について必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この規程における資金管理業務とは、資金繰計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等、資金取引に関する全ての資金業務をいう。

（善管注意義務）

第３条 資金管理業務に携わる者は、法令及び規程の定めに従い、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

第２章 資金管理方針

（資金管理方針）

第４条　総長は、安全性及び流動性を確保した上で効率的な資金管理を行うため、その原則について、会計規程第４２条に規定する資金管理方針に定める。

第３章 資金繰計画

（年次資金繰計画）

第５条　資金状況の適切な把握により財務健全性を維持するため、会計規程第４２条に規定する年次資金繰計画には、事業年度における入金、出金及び資金残高の見込み額を記載する。

（日別資金繰計画）

第６条　総長は、年次資金繰計画をもとに、資金管理方針に従って、爾後３ヶ月間にわたる日別の資金繰計画（以下「日別資金繰計画」という。）を作成しなければならない。

第４章 資金調達

（長期資金の調達）

第７条　総長は、年次資金繰計画及び日別資金繰計画（以下「資金繰計画等」という。）に基づき、資金管理方針に従って、長期借入金の借入れ又は東京大学法人債の発行により期間１年超の資金調達を行うものとする。

２　資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。

３　総長は、前２項により資金調達を行う場合、償還計画を作成し、経営協議会の審議及

び役員会の議決を経るものとする。償還計画の実施が困難となり、当該計画を変更する場合も、同様とする。

4　資金調達を行った場合は、各事業年度終了時に、償還の実施状況を経営協議会及び運営方針会議に報告するものとする。

5　前各項に定めるもののほか、資金調達について必要な事項は、別に定める。

（短期資金の調達）

第８条　総長は、資金繰計画等に基づき、資金管理方針に従って、期間１年以内の資金調達を行うものとする。ただし、期間１年以内の資金調達であっても、２事業年度にかかる資金調達は、前条に準じて行う。

2　資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。

（担保の手続）

第９条　総長は、資金調達を行うため、大学の重要な資産を担保に供する場合、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければなければならない。ただし、中期計画に定められている場合は、この限りではない。

第５章 資金の運用

（寄附金等の運用）

第１０条　総長は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法人法」という。）第３３条の５第２項に規定する業務上の余裕金（以下「寄附金等」という。）について、同項に定める方法により、資金運用を行うものとする。

2　前項により寄附金等の資金運用を行う場合、その運用方針について、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。

3　前２項に定めるもののほか、寄附金等の資金運用について必要な事項は、別に定める。

（その他の業務上の余裕金の運用）

第１１条　総長は、前条第１項の規定による運用を行っている資金を除く業務上の余裕金について、法人法第３５条の２において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第４７条に定める方法により、資金運用を行うものとする。

2　前項による資金運用期間が１年を超える場合には、その運用方針について、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。

第６章 資金管理実績の報告

（資金管理実績の報告）

第１２条　総長が、会計規程第４５条の２に基づき、第４条から第８条、第１０条及び第１１条に規定する事項を CFO に委任した場合、CFO は、年次資金繰計画に基づく資金管理の実績を総長に報告するものとする。

第７章 その他

（改廃）

第１３条 この規程の改廃は、総長が行う。

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２８年３月２３日から施行する。

附 則

この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年６月２５日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学資金管理規程

体系情報

□　　第７編　経理及び諸料金

沿革情報

◆　　平成１６年４月１日　　役員会議決
◇　　平成１９年７月１日
◇　　平成２２年３月３０日
◇　　平成２８年３月２３日
◇　　平成２９年９月２８日
◇　　令和２年６月２５日
◇　　令和６年３月１８日
◇　　令和８年３月１９日